

消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の抜本的な改正を求める意見書

特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守るべく、これまで改正を積み重ねてきたものであるが、令和6年版消費者白書によると、消費生活相談が約91万件と高止まりが続いており、かつ訪問販売をはじめとする特定商取引法の対象取引分野に関する相談が全体の約55%を占めている。

特に、65歳以上の高齢者からの相談が全体の約3割を占めており、訪問販売や電話勧誘販売に関する相談の割合は、年齢が上がるほど増えているほか、認知症等によって判断力の衰えた高齢者がターゲットにされていることも考えられる。

また、マルチ取引の相談においては、20歳代が1.6%と、他の年代に比べて高い比率となっており、令和4年4月の成年年齢引き下げなどにより、若者の被害が増えていくことも懸念される。

現行の特定商取引法には、このほかにも、通信販売にクーリング・オフ規定がなく、特にインターネット通販では、突然現れた画面により、とっさに申し込んでしまうといった不意打ち的な要素があるなどの課題があり、幅広い世代を対象とした被害の防止・救済の仕組みを設けることが急務と考えられる。しかし、平成28年の改正の際、附則において5年後の見直しが定められたものの、現在まで特段の見直しは行われていない。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するため、次の事項を含む特定商取引法の抜本的な改正を行うよう強く要望するものである。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること、及びこれに違反した勧誘について取消権を導入すること。
- 2 インターネットを通じた通信販売の勧誘につき、行政規制、クーリング・オフを認めること、及びインターネット広告画面に関する規制を強化すること。
- 3 連鎖販売について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月1日

相模原市議会

国内
会閣
あて